

関税率及び関税制度の改正等について

令和 6 年度税制改正大綱

2024 年 1 月 23 日

概要

令和 5 年 12 月 14 日、与党より関税及び関税制度の改正事項を含む、令和 6 年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表されました。

輸入手続の利便性向上においては、AEO 輸入者が行う「特例申告納期限延長」の手続を行う際の担保について、税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、必要があると認めるときに限り提供を命ずる「保全担保」へと緩和されます。通常の輸入では、輸入申告の際に関税や輸入消費税等の納税を行う必要がありますが、AEO 輸入者が行う特例申告の場合は、原則として担保を提供することなく、輸入から 3 カ月間納税を繰り延べることができるようになるため、利便性が大幅に向上することになります。

急増する輸入貨物への対応に関する制度改正は、上記の輸入手続の利便性向上に関する改正と同様、相対的にリスクの高い輸出入貨物を割り出し、税関の審査・検査、事後調査のリソースをそれらの貨物に投入することを目的としています。輸入申告時の申告項目を増やすなど、規制を強化する一方で、一定の条件を満たす貨物については簡素化した手続を適用するものとなり、低価申告や密輸等に関する貨物のリスクに応じて対応を変える、すなわちメリハリをつけた取組とみることができます。

デロイト トーマツ グループにおいては、輸出入に携わる企業の皆様がこれらの改正に適切に対応していけるよう、サポート体制を整えるとともに、今後の改正の動きについて引き続き注視していきます。

改正内容

1. 関税率等の改正

ほぼすべての暫定税率が維持されるほか、個別品目の関税率等に関して以下の改正が行われます。

- 暫定税率（411 品目）、特別緊急関税制度、沖縄型特定免税店制度等の適用期限を延長
- 加糖調製品（5 品目）の暫定税率の引下げ
- ルイボスについて関税分類変更、関税率は現行水準を維持

2. 輸入手続の利便性向上

安全・安心な社会を実現するための国際競争力の強化、および、税関リソースを相対的にリスクが高い輸入者に集中的に投入する観点から、AEO 制度の利用拡大策として、特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和する改正が行われます。

3. 急増する輸入貨物への対応

越境電子商取引の拡大に伴い、輸入件数が大幅に増加していることを踏まえ、令和 5 年度税制改正及び通達改正により、税関の審査・事後調査等の実効性を高めるための改正が行われたところです。今回の税制改正では、次期 NACCS 更改（令和 7 年 10 月）に向け、一定の要件を満たす海上貨物について、簡易な通関手続を整備するための改正が行われます。

参考：改正内容を踏まえた推奨される対応

- ① 越境電子商取引の増加による輸入件数の急増、輸入取引によらない貨物の増加（輸入者が誰であるか不明確な事例の増加）を踏まえ、なりすまし輸入対策や、輸入者の定義の明確化が行われました。

→どの取引が輸入取引になるのか、輸入者・輸入申告価格は適正か等について、改めて確認・説明できるようにすることで、通関円滑化の実現・追徴インパクトの軽減を図ります。

- ② 取引内容・関税関係法令を理解していない者を税関事務管理人にしている場合、かつ、申告価格に疑義がある場合には、通関時に重点的な審査が行われ時間を要したり、事後調査の対象となり、追徴課税を受けることが想定されます。

→貿易実務・関税関係法令に明るい者を税関事務管理人とし、輸入申告から税関事後調査に至るまで、一貫通貫で対応させることにより、追徴インパクト軽減・貿易手続円滑化を図ります。

4. 納税環境整備

他の国税と同様に、加算税制度の見直し（更正の請求に係る重加算税の導入）が行われます。

お問い合わせ

デロイト トーマツ GTB 株式会社

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号有楽町電気ビルディング

Tel：03-6213-3800（代）

email：info.idt-gta@tohatsu.co.jp

会社概要：www.deloitte.com/jp/gtb



デロイト トーマツ GTB 株式会社

代表取締役社長

牧野 宏司 / Koji Makino

koji.makino@tohatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

of

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

